

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

被扶養者調査票(異動届)の提出のお願い

謹啓 仲秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の事業運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では健康保険法施行規則第 50 条に基づき、被扶養者の資格確認（検認）を毎年実施しております。

つきましては、組合にてマイナンバーにより住基ネットへの情報照会を実施し、収入が一定水準を下回っていることが確認できなかった方等、及び昨年「年収の壁・支援強化パッケージ（130 万円の壁）」措置を受けられた方の被扶養者調査票（異動届）を送付いたしますので、下記のとおりご提出をお願い申し上げます。

記

1. 提出期限

2026 年 11 月 30 日（月）

2. 提出対象

2026 年 8 月 31 日現在、被扶養者として認定されている方のうち、以下のいずれかに該当する方

(1) 事業所番号 1～680

・ 昨年「年収の壁・支援強化パッケージ（130 万円の壁）」の措置を受けられた方

(2) 事業所番号 681 以降

・ 続柄が「配偶者」の方

・ 昨年「年収の壁・支援強化パッケージ（130 万円の壁）」の措置を受けられた方

※資格喪失届・被扶養者削除届を既に提出済みの場合は不要です。

3. 提出方法

各調査票に確認書類をホチキス留めの上、郵送にてご提出ください。

4. 添付書類

別表「2026 年度（令和 8 年度）検認用添付書類一覧表」を必ずご確認のうえ、該当する書類をすべて添付してください。

5. その他の注意事項

(1) 国外に居住し住民票がない方で、下記①～③に該当し要件を満たす方は、「4 添付書類」に加え、以下の（ ）内の書類を添付してください。

- ① 留学（査証・在学証明書・送金証明等）
- ② 海外赴任に同行（査証・赴任辞令・居住証明等）
- ③ 一時的な海外渡航（査証・派遣機関証明等）

※外国語書類は翻訳添付

(2) 検認の結果、要件を満たさない場合は被扶養者資格を削除いたします。
（要件詳細は組合HP参照）

【URL】 <https://www.sekkei-kenpo.org/insuranceproduce/huyou/huyouNinteiConditions>



(3) 提出期限までに書類のご提出がない場合は当該被扶養者を削除いたします。

(4) 調査票記載の「認定年月日」は、転籍・再雇用等により新たに附番された日を記載しております。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【参考条文】

健康保険法施行規則 第 50 条（資格確認書の検認又は更新等）

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者（任意継続被保険者を除く。）にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して保険者に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

【お問合せ・提出先】

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ

TEL 03-3404-7344